





適合していることを実証するために必要な  
記録

廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定に  
係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形  
式によるものとしなければならない。  
(個別業務等要求事項の明確化)

**第二十六条** 廃棄物管理事業者は、次に掲げる事  
項を個別業務等要求事項として明確にしなけれ  
ばならない。

一 特定廃棄物管理施設の外部の者が明示して  
はいないものの、個別業務又は特定廃棄物管  
理施設に必要な要求事項であつて既知のもの  
二 関係法令のうち、当該個別業務又は特定廃  
棄物管理施設に関するもの

三 その他廃棄物管理事業者が明確にした要求  
事項

(個別業務等要求事項の照査)

**第二十七条** 廃棄物管理事業者は、個別業務の実  
施又は特定廃棄物管理施設の使用に当たつて、  
あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施  
しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の照査を実施する  
に当たつては、次に掲げる事項を確認しなけれ  
ばならない。

一 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係  
る個別業務等要求事項が定められているこ  
と。

二 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係  
る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められ  
た個別業務等要求事項と相違する場合にお  
いては、当該相違点が解明されていること。  
三 廃棄物管理事業者は、第一項の照査の結果に  
係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措  
置に係る記録を作成し、これを管理しなけれ  
ばならない。

4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項が  
変更された場合には、関連する文書が改  
訂されるようになるとともに、関連する職員に  
対し変更後の個別業務等要求事項が周知される  
ようにしなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項が  
変更された場合には、関連する文書が改  
訂されるようになるとともに、関連する職員に  
対し変更後の個別業務等要求事項が周知される  
ようにしなければならない。  
(特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝  
達)

**第二十八条** 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管  
理施設の外部の者との情報の伝達のために実効

性のある方法を明らかにして、これを実施しな  
ければならない。  
(設計開発計画)

**第二十九条** 廃棄物管理事業者は、設計開発(特  
定廃棄物管理施設に必要な要求事項を考慮し、  
定廃棄物管理施設の仕様を定める)ことをい  
う。以下同じ。の計画(以下「設計開発計画」)  
という。を策定するとともに、設計開発を管  
理しなければならない。

一 特定廃棄物管理事業者は、設計開発計画の策定に  
おいて、次に掲げる事項を明確にしなければな  
らない。

2 廃棄物管理事業者は、設計開発の段階において適切な  
二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な  
照査、検証及び妥当性確認

3 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安  
活動の内容について説明する責任を含む。)

4 及び権限

三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安  
活動の内容について説明する責任を含む。)

三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安  
活動の内容について説明する責任を含む。)

四 及び権限

三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安  
活動の内容について説明する責任を含む。)

らかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情  
報を承認しなければならない。

廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセ  
ス出力情報を、次に掲げる条件に適合するもの  
としなければならない。

一 設計開発に係るプロセス出入力情報たる要求  
事項に適合するものであること。

二 調達個別業務の実施及び特定廃棄物管  
理施設の使用のために適切な情報を提供するも  
のであること。

三 適否決定基準を含むものであること。

四 特定廃棄物管理施設の安全かつ適正な使用  
方法に不可欠な当該特定廃棄物管理施設の特  
性を規定しているものであること。

(設計開発照査)

**第三十二条** 廃棄物管理事業者は、設計開発につ  
いて、その適切な段階において、設計開発計画  
に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的  
な照査(以下「設計開発照査」という。)を実  
施しなければならない。

一 設計開発の結果が要求事項に適合すること  
ができるかどうかについて評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、當  
該問題の内容を識別できるようにするとともに  
に、必要な措置を提案すること。

三 設計開発の結果が要求事項に適合すること  
ができるかどうかについて評価すること。

四 設計開発に問題がある場合においては、當  
該問題の内容を識別できるようにするとともに  
に、必要な措置を提案すること。

三 設計開発の結果が要求事項に適合すること  
ができるかどうかについて評価すること。

三 設計開発の結果が要求事項に適合すること  
ができるかどうかについて評価すること。

(設計開発の妥当性確認)

廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管  
理施設を、規定された性能、使用目的又は意図  
した使用方法に係る要求事項に適合するものと  
して承認を行つた場合において、当該設計開  
発妥当性確認(以下この条において「設計開  
発妥当性確認」という。)を実施しなければなら  
ない。

一 設計開発に係るプロセス出入力情報たる要求  
事項に適合するものであること。

二 調達個別業務の実施及び特定廃棄物管  
理施設の設置の後でなければ妥  
当性確認を行つことができない場合において  
は、当該特定廃棄物管理施設の設置を開始する  
前に、設計開発妥当性確認を行わなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設を  
使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当  
性確認を完了しなければならない。ただし、当  
該特定廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥  
当性確認を行つことができない場合において  
は、当該特定廃棄物管理施設の設置を開始する  
前に、設計開発妥当性確認を行わなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発妥当性確認の  
結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき  
所要の措置を講じた場合においては、その記録  
を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の確認)

**第三十五条** 廃棄物管理事業者は、設計開発の変  
更を行つた場合においては、當該変更の内容を  
識別できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

一 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

二 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

四 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。

三 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行  
つた場合においては、當該変更の内容を識別  
できるようするとともに、当該変更に係  
る記録を作成し、これを管理しなければなら  
ない。



